

令和6年9月26日

令和6年度第6回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和6年度第6回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市教育委員会組織規則の一部改正について
- 第2号 地区公民館長の任命について【非公開】
- 第3号 松本市図書館条例施行規則の一部改正について
- 第4号 松本市図書館協議会規則の一部改正について
- 第5号 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会設置要綱の廃止について
- 第6号 松本民芸館の臨時休館について
- 第7号 令和6年度まつもと子ども権利ウィーク実施期間中の18歳以下観覧料無料化について

[報告]

- 第1号 令和6年松本市議会9月定例会の結果について
- 第2号 まつもと文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について
- 第3号 史跡松本城整備研究会委員等の委嘱について

[その他]

教育委員会資料
6. 9. 26
教育政策課

議案第 1 号

松本市教育委員会組織規則の一部改正について

1 趣旨

オンライン教育支援センターの開設及び図書館サービスポイントでの業務開始に伴い、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

- (1) 学校教育課の附属施設にオンライン教育支援センターを追加するもの
- (2) 中央図書館の分掌事務に図書館サービスポイントに関することを追加するもの

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

公布の日

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

松本市教育委員会組織規則（昭和34年教育委員会規則第12号）新旧対照表

改正前		改正後	
○松本市教育委員会組織規則 昭和34年4月1日 教育委員会規則第12号 [略] 別表第3（第2条関係）		○松本市教育委員会組織規則 昭和34年4月1日 教育委員会規則第12号 [同左] 別表第3（第2条関係）	
課等	附属施設	課等	附属施設
[略]		[同左]	
学校教育課	1 学校支援室	学校教育課	1 学校支援室
	2 松本市美ヶ原少年自然の家		2 松本市美ヶ原少年自然の家
	3 山辺教育支援センター		3 山辺教育支援センター
	4 鎌田教育支援センター		4 鎌田教育支援センター
	5 波田教育支援センター		5 波田教育支援センター
	6 寿教育支援センター		6 寿教育支援センター
[略]		7 <u>オンライン教育支援センター</u>	
[略]		[同左]	
[略]		[同左]	
別表第7（第4条関係）		別表第7（第4条関係）	
課等	分掌事務	課等	分掌事務
[略]		[同左]	
中央図書館	1 図書館活動の総合的企画及び調査に関すること。	中央図書館	1 図書館活動の総合的企画及び調査に関すること。
	2 図書館の管理運営に関すること。		2 図書館の管理運営に関すること。
	3 分館に関すること。		3 分館に関すること。
	4 図書館資料の選択、整理及び保管に関すること。		4 <u>図書館サービスポイントに関すること。</u>
	5 図書館資料の利用のための相談、閲覧及び貸出に関すること。		5 図書館資料の選択、整理及び保管に関すること。
	6 図書館資料の調査及び研究に関すること。		6 図書館資料の利用のための相談、閲覧及び貸出に関すること。
	7 図書館協議会に関すること。		7 図書館資料の調査及び研究に関すること。
	8 図書館関係機関との連絡調整に関すること。		8 図書館協議会に関すること。
	9 図書館関係団体、読書団体等に関すること。		9 図書館関係機関との連絡調整に関すること。
[略]		10 図書館関係団体、読書団体等に関すること。	
[略]		[同左]	

教育委員会資料
6. 9. 26
中央図書館

議案第 3 号

松本市図書館条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

市民の利便性の向上を目的に、図書館の予約資料の受取り及び資料の返却が可能な図書館サービスポイントを新たに設置するため、松本市図書館条例を改正することに伴い、松本市図書館条例施行規則について所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

- (1) 個人貸出資料の希望受取場所にサービスポイントを追加
- (2) サービスポイントの設置場所として、村井駅サービスポイント及び四賀公民館図書室サービスポイントを明記
- (3) 各サービスポイント休止日及び実施時間を明記
- (4) 様式第3号資料予約（リクエスト）カードに各サービスポイント名を追加

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和6年10月26日

担 当	中央図書館
館 長	藤森 千穂
電 話	32-0099

松本市図書館条例施行規則（昭和52年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正前	改正後
○松本市図書館条例施行規則 昭和52年3月31日 教育委員会規則第1号 [略] (個人貸出しの停止) 第3条の3 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、個人貸出しを停止することができる。 (1) 前2条の規定に違反したとき。 (2) 個人貸出資料の返還を怠り、督促を受けてもなお返還しないとき。 (3) 条例第7条の規定による弁償が完了しないとき。 4 予約資料の取置期間は、通知した日から起算して7日間とする。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。 [略] <u>第13条 削除</u> (館外利用を禁ずる資料) <u>第14条</u> 次に掲げる資料は、館外の利用を禁ずる。 (1) 貴重資料 (2) 辞書、年鑑、図鑑、統計及び目録類 (3) 新聞及び新刊雑誌 (4) 郷土図書(2冊(点)以上あるものを除く。) (5) その他教育委員会が指定した資料 2 官公署、学校及び他の図書館から貸出閲覧の申込みがあったとき並びに教育委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらずこれを許可することができる。	○松本市図書館条例施行規則 昭和52年3月31日 教育委員会規則第1号 [同左] (個人貸出しの停止) 第3条の3 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、個人貸出しを停止することができる。 (1) 前2条の規定に違反したとき。 (2) 個人貸出資料の返還を怠り、督促を受けてもなお返還しないとき。 (3) 条例<u>第8条</u>の規定による弁償が完了しないとき。 4 予約資料の取置期間は、通知した日から起算して7日間とする。ただし、教育委員会が特に認めたときは、この限りでない。 [同左] (館外利用を禁ずる資料) <u>第13条</u> 次に掲げる資料は、館外の利用を禁ずる。 (1) 貴重資料 (2) 辞書、年鑑、図鑑、統計及び目録類 (3) 新聞及び新刊雑誌 (4) 郷土図書(2冊(点)以上あるものを除く。) (5) その他教育委員会が指定した資料 2 官公署、学校及び他の図書館から貸出閲覧の申込みがあったとき並びに教育委員会が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらずこれを許可することができる。 <u>(サービスポイントの設置等)</u> <u>第14条 条例第7条のサービスポイントの名称等は次のとおりとする。</u>

名称	位置
<u>村井駅サービスポイント</u>	<u>松本市村井町南1丁目222番4村井駅待合・学習スペース2階</u>
<u>四賀公民館図書室サービスポイント</u>	<u>松本市会田1001番地1 四賀公民館図書室</u>

2 前項のサービスポイントの休止日及び実施時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

区分	休止日	実施時間	
		平日	休日等
<u>村井駅サービスポイント</u>	<u>1 月曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日及び当該日の翌日）</u> <u>2 休日（日曜日を除く。）</u> <u>3 12月29日から翌年1月3日まで</u> <u>4 毎月第4金曜日（当該日が休日に当たるときは、当該日及び当該日の前日）</u>	<u>午後4時から午後8時まで</u>	<u>午後2時から午後5時まで</u>

様式第3号（資料予約（リクエスト）カード） 受取館 中央2F・中央1F・南部・あがたの森・鎌田・寿台・本郷・中山・島内・空港・梓川・波田・信大	<u>四賀公民館図書室サービスポイント</u>	<u>1 月曜日</u> <u>（当該日が休日になるときは、当該日の翌日（休日を除く））</u> <u>2 12月29日から翌年1月3日まで</u>	<u>午前10時から午後6時</u>	<u>午前10時から午後5時</u>
	備考 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。 2 「休日等」とは土曜日、日曜日及び休日という。 3 「平日」とは、休日等以外の日をいう。 様式第3号中（資料予約（リクエスト）カード） 受取館 中央2F・中央1F・南部・あがたの森・鎌田・寿台・本郷・中山・島内・空港・梓川・波田・信大・<u>村井駅・四賀</u>			

教育委員会資料
6. 9. 26
中央図書館

議案第 4 号

松本市図書館協議会規則の一部改正について

1 趣旨

市民の利便性の向上を目的に、図書館の予約資料の受取り及び資料の返却が可能な図書館サービスポイントを新たに設置するため、松本市図書館条例を改正することに伴い、松本市図書館協議会規則について所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

図書館条例の改正に伴う引用条項の整理（松本市図書館条例第8条から松本市図書館条例第9条へ繰下げ）

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和6年10月26日

担 当	中央図書館
館 長	藤森 千穂
電 話	32-0099

松本市図書館協議会規則（昭和55年教育委員会規則第2号）新旧対照表

改正前	改正後
○松本市図書館協議会規則 昭和55年3月18日 教育委員会規則第2号 改正 平成 3年10月 1日教育委員会規則 第14号 平成16年 9月30日教育委員会規則第26 号 平成24年3月30日教育委員会規則第1号 (目的) 第1条 この規則は、松本市図書館条例（昭和 39年条例第41号。以下「条例」という。） 第8条による松本市図書館協議会（以下「協 議会」という。）の運営について、必要な事 項を定めることを目的とする。 (役員) 第2条 協議会に会長を置き、協議会委員（以 下「委員」という。）のうちから互選する。 2 会長は会務を掌理する。 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の 指名する委員がその職務を代理する。 (職務) 第3条 協議会は、図書館の運営に関し中央図 書館長（以下「館長」という。）の諮問に応 ずる。 2 協議会は、図書館の行う図書館奉仕につい て、館長に対して意見を述べることができ る。 (会議) 第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長 は会長が務める。 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ 会議を開くことができない。 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決 し、可否同数のときは会長の決するところ による。	○松本市図書館協議会規則 昭和55年3月18日 教育委員会規則第2号 改正 平成 3年10月 1日教育委員会規則 第14号 平成16年 9月30日教育委員会規則第26 号 平成24年3月30日教育委員会規則第1号 (目的) 第1条 この規則は、松本市図書館条例（昭和 39年条例第41号。以下「条例」という。） <u>第9条</u>による松本市図書館協議会（以下「協 議会」という。）の運営について、必要な事 項を定めることを目的とする。 (役員) 第2条 協議会に会長を置き、協議会委員（以 下「委員」という。）のうちから互選する。 2 会長は会務を掌理する。 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の 指名する委員がその職務を代理する。 (職務) 第3条 協議会は、図書館の運営に関し中央図 書館長（以下「館長」という。）の諮問に応 ずる。 2 協議会は、図書館の行う図書館奉仕につい て、館長に対して意見を述べることができ る。 (会議) 第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長 は会長が務める。 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ 会議を開くことができない。 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決 し、可否同数のときは会長の決するところ による。

(委任) 第5条 この規則に定めるものを除くほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。 附 則 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。 附 則（平成3年10月1日教育委員会規則第14号） この規則は、平成3年10月1日から施行する。 附 則（平成16年9月30日教育委員会規則第26号） この規則は、平成16年10月1日から施行する。 附 則（平成24年3月30日教育委員会規則第1号） この規則は、平成24年4月1日から施行する。	(委任) 第5条 この規則に定めるものを除くほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。 附 則 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。 附 則（平成3年10月1日教育委員会規則第14号） この規則は、平成3年10月1日から施行する。 附 則（平成16年9月30日教育委員会規則第26号） この規則は、平成16年10月1日から施行する。 附 則（平成24年3月30日教育委員会規則第1号） この規則は、平成24年4月1日から施行する。
--	--

議案第 5 号

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会設置要綱の廃止について

1 趣 旨

松本市が令和6年8月30日付けで、標記文化財の管理団体に指定されました。管理団体として行う事務を補助執行させるアルプスリゾート整備本部が事務局となる上高地保存活用調整検討会議（仮称）が設置されることに伴い、松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会設置要綱（平成24年3月30日教育委員会告示第13号。以下、「設置要綱」という。）を廃止するものです。

2 経過及び予定

平成24.	4.	1	設置要綱を施行
	10.	24	第1回松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会を開催（令和6年3月7日まで計18回開催）
	29.	3.21	特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画〔改訂版〕策定
令和	6.	8.30	松本市が管理団体に指定
	10.	1	上高地保存活用調整検討会議設置要綱施行（予定）
	10.	23	松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員任期
	10.	24	第1回上高地保存活用調整検討会議（予定）

3 設置要綱

別紙1のとおり

4 施行期日

令和6年10月1日

5 その他

松本市上高地保存活用調整検討会議設置要綱（案）

別紙2のとおり



担当	文化財課 西部4地区担当
課長	遠藤 守
電話	94-2304

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会設置要綱

平成24年3月30日

教育委員会告示第13号

(目的)

第1条 この要綱は、特別名勝及び特別天然記念物上高地の文化財としての価値を明確にし、その適切な保存及び管理を図るため、松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画（以下「計画」という。）に基づき、次に掲げる事項について審議、協議を行うほか、計画を推進するための意見交換、連絡調整を行うものとする。

- (1) 計画における保存管理の方法の変更に關すること。
- (2) 計画における現状変更等の取扱基準の評価及び見直しに關すること。
- (3) 上高地の文化財としての価値を高めるための調査研究に關すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日教育委員会告示第3号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月25日教育委員会告示第3号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年1月25日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この告示による改正後の松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会設置要綱の規定により、平成30年度中に新たに委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成32年10月23日までとする。

○松本市上高地保存活用調整検討会議設置要綱（案）

令和 6 年 月 日
（告示第〇〇〇号）

（目的）

第 1 条 この要綱は、特別名勝及び特別天然記念物上高地（以下、「上高地」という。）の文化財としての保存・活用の指針となる上高地保存活用計画（以下、「保存活用計画」という。）を策定し、適正な保存・活用により、上高地の価値を将来に伝えていくため、松本市上高地保存活用調整検討会議（以下、「調整検討会議」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第 2 条 調整検討会議は、次に掲げる事項について審議し、市長に意見、提言を行うものとする。

- (1) 保存活用計画の策定に関すること。
- (2) 上高地の保存・活用に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（組織）

第 3 条 調整検討会議は、委員 6 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 調整検討会議に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、調整検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 調整検討会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を調整検討会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第 7 条 調整検討会議の庶務は、総合戦略局アルプスリゾート整備本部において処理する。

（補則）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この（告示）要綱は、令和 6 年 月 日から施行する。

教育委員会資料
6. 9. 26
博 物 館

議案第 6 号

松本民芸館の臨時休館について

1 趣旨

松本民芸館を臨時休館することについて協議するものです。

2 臨時休館日

令和6年10月8日（火）

3 理由

展示照明LED化工事のため

4 工事概要

(1) 経過

展示ケース等で現在使用している蛍光灯が製造中止となるため、LED化するもの

(2) 今回工事箇所

展示室、ホール、玄関ほか

5 周知方法

松本市ホームページ・松本まると博物館ホームページへ掲載します。

担当	博物館
館長	加藤 孝
電話	32-0133



議案第 7 号

令和6年度まつもと子ども権利ウィーク実施期間中の18歳以下観覧料無料化について

1 趣旨

まつもと子ども権利ウィーク実施に際して、教育文化センター及び松本市立博物館分館12館の、18歳以下観覧料を無料とすることについて協議するものです。

2 対象

18歳までの子ども

3 実施施設及び期間等

No.	対象	年齢等	R 6 通常料金(団体料金)	子どもウィーク期間中	実施期間
1	松本市教育文化センター プラネタリウム	1 8 歳以下	5 2 0 円(4 1 0 円)	無料	1 1 月 1 日(金) ～ 1 1 月 3 0 日(土)
		中学生以下	無料		
2	国宝旧開智学校校舎	1 8 歳以下	4 0 0 円(3 0 0 円)	無料	
		小中学生	2 0 0 円(1 5 0 円)		
3	松本民芸館	1 8 歳以下	3 1 0 円(2 0 0 円)	無料	
		小中学生	無料		
4	旧山辺学校校舎	1 8 歳以下	2 0 0 円(1 5 0 円)	無料	
		小中学生	無料		
5	松本市立考古博物館	1 8 歳以下	2 0 0 円(1 5 0 円)	無料	
		小中学生	無料		
6	松本市はかり資料館	1 8 歳以下	2 0 0 円(1 5 0 円)	無料	
		小中学生	無料		
7	旧制高等学校記念館	1 8 歳以下	3 1 0 円(2 0 0 円)	無料	
		小中学生	無料		
8	窪田空穂記念館	1 8 歳以下	3 1 0 円(2 0 0 円)	無料	
		小中学生	無料		
9	重要文化財馬場家住宅	1 8 歳以下	3 1 0 円(2 0 0 円)	無料	
		小中学生	無料		
10	松本市歴史の里	1 8 歳以下	4 1 0 円(2 0 0 円)	無料	
		小中学生	無料		
11	松本市時計博物館	1 8 歳以下	3 1 0 円(2 6 0 円)	無料	
		小中学生	1 5 0 円(1 0 0 円)		
12	松本市山と自然博物館	1 8 歳以下	3 1 0 円(2 0 0 円)	無料	
		小中学生	無料		
13	松本市四賀化石館	1 8 歳以下	3 1 0 円(2 0 0 円)	無料	
		小中学生	1 5 0 円(1 0 0 円)		

4 まつもと子ども権利ウィークについて

11月20日の「松本子どもの権利の日」を含む1週間を「まつもと子どもの権利ウィーク」として集中的に啓発活動等を行う、こども育成課の実施事業で、令和3年度から今年度で4回目となります。観覧料無料化のほか、市民フォーラム、企画展示等を実施します。

5 周知方法

松本市公式ホームページ等で周知します。

6 その他

松本市教育文化センター科学展示室、松本市立博物館、松本市旧司祭館、松本市高橋家住宅、松本市安曇資料館は、通常18歳以下無料施設です(松本市立博物館は大学生以上有料・高校生以下無料、その他は大人・子ども常時無料)。

担当
教育政策課
課長 小西 えみ
電話 33-3980
博物館
課長 加藤 孝
電話 37-1150

令和6年松本市議会9月定例会の結果について

1 趣旨

松本市議会9月定例会の結果について報告するものです。

2 会期等について

9月2日（月）から9月20日（金）まで19日間

一般質問 9月 9日（月）から11日（水）まで3日間

経済文教委員会 9月12日（木）

3 審査内容及び結果

(1) 経済文教委員会審査

ア 陳情

(ア) 案件

陳情第2号 私立高等学校に対する公費助成をお願いする陳情書

(イ) 集約結果

陳情第2号 全会一致で採択

イ 議案

(ア) 案件

a 議案第6号 松本市図書館条例の一部を改正する条例

利用者の利便性を図るため、JR村井駅2階の待合・学習スペース及び四賀公民館図書室に、予約図書の貸出及び返却ができるサービスポイントを新たに設置するもの

b 議案第7号 松本市立博物館条例の一部を改正する条例

博物館分館の休館日及び観覧料の見直しなどに伴い、所要の改正をするもの

c 議案第8号 令和6年度松本市一般会計補正予算（第3号）中教育委員会関係予算【主な内容】

（歳 出）教育費（補正額） 9,760 千円

・社会教育総務費 1,440 千円

百竹亭管理費追加で、来年1月から3月末までの百竹亭の土地賃借料および施設の管理・運営に係る経費。管理・運営については、現在の指定管理ではなく、直営管理の経費

本年12月末日に土地賃貸借の契約期間が終了し、当初予算の段階ではその後の方向性が定まっていなかったことから、12月末までの管理・運営に係る経費のみ計上。今回、文化観光を含めた幅広い活用を模索するという方向性について、地権者から理解を得て、契約を更新することとなったため、あらためて1月以降の経費を計上するもの

・図書館費 4,110 千円

鎌田図書館のブラインドの修繕および中山文庫のブックトラック購入費
中央図書館の給水ポンプの更新工事

・博物館費 8,020 千円

県宝旧山辺学校校舎の、雨樋撤去等工事に係る工事請負費

- ・文化費 △14,150 千円
市特別史跡源智の井戸等の補修に係る工事請負費
小笠原氏城館群史跡整備事業費更正減、国庫補助内示の減額等によるもの
- ・学校給食センター費 9,990 千円
各給食センター調理場内の修繕及び調理器具の購入。旧第一学校給食センターの汚水排水管撤去工事を行うもの。安曇、奈川、大野川小中学校調理場内の修繕及び調理器具を購入するもの

(歳入)

- ・教育使用料 60 千円
百竹亭使用料の増額で、令和7年1月から3月まで、直営管理になることに伴う施設使用料収入を計上するもの
- ・教育費国庫補助金 △8,470 千円
要文化財保存整備事業費補助金更正減（補助率は1/2）
- ・教育費県補助金 2,530 千円
文化財保護事業費補助金追加（補助率は3/100）

b 議案第9号 令和6年度松本市松本城特別会計補正予算（第2号）中教育委員会関係予算
【主な内容】

(歳出)

- ・事業費 △96,190 千円
6月補正予算の審議で、令和6年度と令和7年度に実施する浚渫業務委託について、2か年契約で実施する債務負担行為の設定をしたことにより、単年度で計画していた令和6年度当初予算の委託料を、債務負担行為で実施する令和6年度分の委託料に変更するもの
令和5年度に実施した浚渫業務で課題となった未施工箇所から施工箇所への泥の流入を防止するため、埋橋部分に浮泥流入防止板の設置工事を実施するもの
史跡松本城整備研究会委員を新たに1名増員するもので、今後天守耐震対策事業や南・西外堀復元事業などの大型事業を円滑に推進していくため、元・文化庁主任文化財調査官を委員に委嘱するため、必要な報償費および費用弁償を増額するもの

(歳入)

- ・松本城費国庫補助金 △57,740 千円
堀浚渫、太鼓門耐震工事および天守防災対策にかかる国庫補助金について、当初予算時の国庫補助要望額を、交付決定額にあわせ、減額するもの
- ・基金繰入金 △38,680 千円
堀浚渫の事業費の減額に伴い、減額とするもの

(1) 審査結果

- a 異議なく原案どおり可決されました。
- b 異議なく原案どおり可決されました。
- c 異議なく原案どおり可決されました。

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33 - 3980



報告第 2 号

まつもと文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について

1 趣旨

まつもと文化遺産保存活用協議会委員の任期満了に伴い、まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱第4条に基づき、新たに委員を委嘱することについて報告するものです。

2 委嘱予定者

- (1) 委嘱予定者名簿 別紙のとおり
- (2) 委員数 12名

3 任期

令和6年10月1日から令和8年9月30日まで（2年間）

4 根拠法令等（抜粋）

- (1) 文化財保護法
(協議会)

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 当該市町村
- 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
- 三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
- 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

- (2) まつもと文化遺産保存活用協議会設置要綱
(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化財所有者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 特定非営利活動法人等関係団体の代表
- (4) 商工・観光関係団体の代表

- (5) 関係行政機関の代表
- (6) 有識者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者
(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。



担当	文化財課
課長	田多井 用章
電話	34-3292

まつもと文化遺産保存活用協議会 委員名簿（案）

令和6年10月1日から令和8年9月30日まで（2年間）

区分	氏名	所属等	備考
文化財所有者	おおたに ゆうしゅう 大谷 宥 秀	牛伏寺住職	再任（4期目）
地域住民代表者	はら かつみ 原 勝美	今井地区文化財委員会	再任（4期目）
	かわむら おさむ 川村 修	松本市地域文化財連絡協議会	新任
特定非営利活動 法人等関係団体 の代表	やまもと けいこ 山本 桂子	新まつもと物語プロジェクト	再任（4期目）
	たかまつ のぶゆき 高松 伸幸	ココブラ信州実行委員会代表	再任（2期目）
商工・観光関係 団体の代表	はなおか ゆり 花岡 由梨	中町商店街振興組合	再任（4期目）
	せ はらだ ひさひで 瀬原田 久英	（一社）松本観光コンベンション協 会事務局	再任（2期目）
関係行政機関の 代表	みずかみ としはる 水上 俊治	長野県県民文化部文化振興課長	再任（2期目）
	かじやま みつお 梶山 三男	松本市公民館長会	再任（2期目）
有識者	ごとう よしたか 後藤 芳孝	松本市文化財審議委員会	再任（4期目）
	くらさわ さとる 倉澤 聡	都市計画家	再任（4期目）
	まきやま けいいち 巻山 圭一	松本大学教職センター	再任（2期目）

※松本市附属機関等の設置等に関する要綱第4条第1項第7号に、委員の在任期間等は「就任時3期（中途補充は4期とする。）又は6年を超えないものとする。」と規定されていますが、本協議会は、専門的分野の見地からまつもと文化遺産の認定にかかわるため、同条第2項第2号の規定により「専門的な知識、経験を有する者が他に得られない等特別な事情があると認められる場合」に該当し、6人の委員が4期目となりますが、再任をお願いするものです。

報告第 3 号

史跡松本城整備研究会委員等の委嘱について

1 趣旨

史跡松本城整備研究会の機能を充実させるため、新たに委員を委嘱することについて報告するものです。

2 委嘱予定者

ごとうまさや
五島昌也 元文化庁主任文化財調査官（別紙1）

3 選任の理由

- (1) 委嘱予定者は、文化庁の主任文化財調査官として、史跡整備部門、建造物部門で全国の城郭整備に指導・助言を行っており、文化財の保存、活用行政に精通している。
- (2) 今後、史跡松本城南・西外堀復元事業、国宝松本城天守耐震対策事業等、大型事業が計画されており、整備研究会の機能を充実させるため。

4 史跡松本城整備研究会委員名簿

史跡松本城整備研究会委員及び指導助言者名簿（案）（別紙2）

5 任期

令和6年10月1日～令和7年9月30日
（1年間）

6 根拠規定

史跡松本城整備研究会規程（別紙3）

担当 文化財課城郭整備担当
課長 竹内 靖長
電話 31-3369

史跡松本城整備研究会 新たに選任する委員

項 目	内 容
氏名	ごとう まさや 五島 昌也
所属・経歴	・佐賀県在住 ・佐賀県文化財保護・活用アドバイザー 2015 年度～2019 年度 文化庁文化財調査官 2020 年度～2023 年度 文化庁主任文化財調査官 2024 年度～ 佐賀県文化財保護・活用アドバイザー ・北海道余市の旧下ヨイチ運上家保存活用計画策定委員会委員、熊本 県文化財保護審議会委員など
取組み状況	・文化庁の記念物、建造物担当調査官として、全国各地の近世城郭の 整備等に携わり、令和 2 年 9 月からは、整備活用部門の主任調査官と して国宝松本城天守防災設備整備事業に携わる。 ・史跡から文化財建造物まで、幅広く文化財の保存・活用事業に関与 している。

史跡松本城整備研究会委員及び指導助言者名簿(案)

1 委員

(五十音順)

	氏 名	役 職	備 考
1	ごとう まさや 五島 昌也	元文化庁主任文化財調査官	新規 (R6～) 【史跡整備】 (1 期目)
2	さ さ き く に ひろ 佐々木 邦博	信州大学 名誉教授	(H20～) 【史跡環境】 (8 期目)
3	さわやなぎ ひでこ 澤柳 秀子	元山辺小学校校長	(R3～) 【教育】 (2 期目)
4	にしがた たつあき 西形 達明	関西大学 名誉教授	(H29～) 【土木工学】 (4 期目)
5	はら あきよし 原 明芳	松本市文化財審議委員会委員	(H28～) 【考古学】 (4 期目)
6	ほ や の しげお 梅干野 成央	信州大学工学建築学科准教授	(H31～) 【建築史】 (3 期目)
7	よしだ ゆりこ 吉田 ゆり子	東京外国語大学名誉教授	(H14～) 【近世日本史】 (1 1 期目)
8	よねもと きよし 米本 潔	文化遺産マネジメントラボ代表	(R3～) 【保存・活用】 (2 期目)
9	わたなべ さだお 渡邊 定夫	東京大学 名誉教授	(H8～) 【都市工学】 (1 4 期目)

※ 備考欄の【 】は精通(専門)する分野、()は委嘱開始年

※ 松本市附属機関等の設置等に関する要綱第4条第7号に、「委員の在任期間等は、就任時3期(中途補充は4期とする。)又は6年を超えないものとする。」と定められていますが、渡邊委員、吉田委員、佐々木委員、西形委員、原委員は、要綱第4条第2項第2号に該当するため選定

2 指導助言者

	氏 名	役 職
1	いちはら ふじお 市原 富士夫	文化庁文化財第二課 文化的景観部門 主任文化財調査官
2	なめかわ あつこ 滑川 敦子	文化庁文化財第二課 史跡部門 文化財調査官
3	こいけ ゆうき 小池 裕貴	長野県県民文化部文化振興課 文化財専門員

※ 指導助言者については、所属する機関の都合により任期中に変更となる場合あり

○史跡松本城整備研究会規程

昭和61年3月27日

教育委員会訓令乙第1号

改正 平成14年7月31日教育委員会訓令乙第4号

令和3年3月25日教育委員会訓令乙第1号

(設置)

第1条 史跡松本城の整備等に関する事項を調査、研究するため、史跡松本城整備研究会(以下「研究会」という)を設置する。

(任務)

第2条 研究会は、史跡松本城の整備、環境保全等について、調査、研究する。

(組織)

第3条 研究会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 知識経験者

(3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 研究会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会は会長が必要に応じて招集し、会議の議長は会長が務める。

(指導助言者)

第7条 研究会に、必要に応じ指導助言者若干名を置く。

2 指導助言者は、研究会が第2条に基づいて行う調査、研究に対して指導、助言を行う。

3 指導助言者は、関係行政機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成14年7月31日教育委員会訓令乙第4号)

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日教育委員会訓令乙第1号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。